

## 障害者支援課契約業者等選定委員会要綱

### (趣旨)

第1条 障害者支援課において執行する業務の契約に当たり、当該契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、障害者支援課に契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、契約の相手方となる業者の選定に関して必要な事項を審査する。

2 前項の規定による審査は、原則として、埼玉県財務規則第15条に定められた支出負担行為決裁区分のうち、副部長以下の決裁を要する事案とする。ただし、埼玉県財務規則第80条第1号の規定により契約書を省略するものを除く。

なお、埼玉県財務規則第104条の2に定められた単価契約についても同様とする。

3 委員は、第1条の目的を達成するために公正にその任務を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 課長

副委員長 副課長

委員 主幹

その他委員長が必要と認めた者

### (運営)

第4条 委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

ただし、委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審査することができる。

### (関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

### (決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議等に基づき、障害者支援課長が決定する。

### (秘密の保持)

第7条 委員会の会議の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、障害者支援課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 内申書等の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 内申書等の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、障害者支援課総務・市町村支援担当に置く。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

ただし、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定又は入札参加条件の設定を行う場合は適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。